



JAF



JAF 中部地域クラブ協議会
JMRC 中部

JAF公認準国内競技

2023 JAF中部・近畿ラリー選手権 第 6 戦

2023 JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ 第 6 戦

2023 JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ 第 3 戦

第38回 シロキヤラリー in 稲武



シロキヤラリー in 稲武
2023 10.7 [sat] 8 [sun]

特別規則書〈暫定版〉

Supplementary Regulations 〈Draft〉

開催日：2023年10月7日～8日

競技主催 : JAF加盟クラブチームシロキヤ
協力 : JMRC 中部ラリー部会

イベント主催 : シロキヤラリーin 稲武 実行委員会
(JAF 加盟クラブチームシロキヤ、NPO 法人稲武まちづくり協議会、
豊田市、設楽町)

協賛 : 稲武商工会、稲武観光協会
住友ゴム工業株式会社
ダンロップタイヤ中部株式会社

2023 JAF中部・近畿ラリー選手権 第 6 戦
2023 JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ 第 6 戦
2023 JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ 第 3 戦

第38回 シロキヤラリー in 稲武

目次

第1条	競技会のスケジュール	3
第2条	競技会の名称	3
第3条	競技の格式	3
第4条	競技種目	3
第5条	開催日程および開催場所	3
第6条	競技会本部(HQ)	4
第7条	競技内容	4
第8条	オーガナイザー	4
第9条	大会役員	4
第10条	競技会主要役員	4
第11条	参加申込および参加料	4
第12条	競技会有効任意保険	5
第13条	整備作業	6
第14条	賞典	6
第15条	ラリー工程表(別添)	6
第16条	参加車両	6
第17条	クラス区分	6
第18条	参加資格	6
第19条	参加受理	7
第20条	参加台数	7
第21条	クルーの装備品	7
第22条	レッキの実施方法	7
第23条	タイムコントロール	8
第24条	スペシャルステージ	8
第25条	順位決定	8
第26条	本規則の解釈	8
第27条	付則	8
第28条	新型コロナ対策	8
付 則 1	ITINERARY(ラリー行程表)	9
付 則 2	CRO	10
付 則 3	信号灯によるスタート手順	10
別 添 1	JMRC中部ラリー互助会《規約》	11

公 示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したJAFの国内競技規則とその細則、2023年日本ラリー選手権規定、ラリー競技開催規定、2023年JMRC中部ラリーシリーズ戦規定、2023年JMRC中部ラリー共通規則および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

第1条 競技会のスケジュール

項目	日時	場所
参加申込の開始	2023年9月11日(月) 00:00	シロキヤラリー事務局
参加申込の締切	2023年9月22日(金) 24:00	
レッキ受付	2023年10月7日(土) 8:15～8:45	ラリーHQ(どんぐり工房)
レッキブリーフィング	2023年10月7日(土) 8:45～9:00	どんぐり工房駐車場
レッキスタート	2023年10月7日(土) 9:00～14:00	どんぐり工房駐車場
サービスパークオープン	2023年10月7日(土) 7:00～18:00	どんぐり工房駐車場
	2023年10月8日(日) 6:00～18:00	どんぐり工房駐車場
サービスパーク閉鎖	2023年10月7日(土) 18:00～	どんぐり工房駐車場
	2023年10月8日(日) ～6:00	どんぐり工房駐車場
参加確認・サービス受付	2023年10月7日(土) 12:00～15:00	どんぐり工房駐車場
公式車両検査	2023年10月7日(土) 14:00～15:15	どんぐり工房駐車場
第1回審査委員会	2023年10月7日(土) 15:20～	審査委員会室(どんぐり工房内)
ブリーフィング	2023年10月7日(土) 16:00～16:30	どんぐり工房駐車場
スタートリストの公示	2023年10月7日(土) 16:00(予定)	どんぐり工房駐車場
スタート(1号車予定)	2023年10月8日(日) 8:00	どんぐり工房駐車場
ラリーフィニッシュ(1号車予定)	2023年10月8日(日) 13:10	どんぐり工房駐車場
暫定結果発表	2023年10月8日(日) 14:00(予定)	どんぐり工房駐車場
表彰式	2023年10月8日(日) 15:00(予定)	どんぐり工房駐車場

第2条 競技会の名称

2023 JAF中部・近畿ラリー選手権 第6戦
2023 JMRC中部ラリーチャンピオンシリーズ 第6戦
2023 JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ 第3戦
第38回 シロキヤラリー in 稲武

第3条 競技の格式

JAF公認準国内格式 JAF公認番号:****-****

第4条 競技種目

ラリー競技開催規定の付則「スペシャルステージラリー開催規定」に従ったスペシャルステージラリー

第5条 開催日程および開催場所

開催日程:2023年10月7日(土)～10月8日(日)の2日間

開催場所:愛知県豊田市稲武町地内

ラリースタート:愛知県豊田市武節町針原15 どんぐり工房駐車場周辺駐車場

ラリーフィニッシュ:愛知県豊田市武節町針原15 どんぐり工房駐車場周辺駐車場

第6条 競技会本部(HQ)

所在地 名称 :10月7日(土) 愛知県豊田市武節町針原15 どんぐり工房
:10月8日(日) 愛知県豊田市武節町針原15 どんぐり工房
開設日時 :10月7日(土) 8:00～18:00
:10月8日(日) 6:00～18:00
連絡先 :競技長携帯 (ロードブックに記載する)

第7条 競技内容

1. 競技内容 : スペシャルステージラリー
2. 総走行距離 : 約107km
3. スペシャルステージ路面の種別 : 舗装路面
4. スペシャルステージの総距離 : 27.62 km
5. スペシャルステージの数 : 6
6. セクションの数 : 2
7. サービスの有無 : 有
8. 競技中の指定給油所の有無 : 有

第8条 オーガナイザー

名称:チームシロキヤ(JAF加盟クラブNO. 23017)
所在地:〒473-0908 愛知県豊田市宝町玉泉80番 (有)エスアールエス内
代表者:金子 敏邦 TEL:0565-28-6524 FAX:0565-29-9466
Email:rally.team.shirokiya@gmail.com

第9条 大会役員

組織委員長	金子 敏邦	(SHIROKIYA)
組織委員	釜澤 亮	(SHIROKIYA)
組織委員	村上 健	(SHIROKIYA)

第10条 競技会主要役員

【審査委員会】

審査委員長	新井 健悟	(JMRC中部派遣)
審査委員	小牧 靖昌	(JMRC近畿派遣)

【主要オフィシャル】

競技長	御領 親幸	(SHIROKIYA)
副競技長	新堂 啓太	(SHIROKIYA)
コース委員長	新堂 啓太	(SHIROKIYA)
計時委員長	勝股 宗弘	(SHIROKIYA)
技術委員長	藤原 祐司	(SHIROKIYA)
救急委員長	藤原 祐司	(SHIROKIYA)
事務局長	鈴木 眞由美	(SHIROKIYA)
CRO	香川 秀樹	(MASC)

第11条 参加申込および参加料

1. 参加申込先・問い合わせ先

〒473-0908 愛知県豊田市宝町玉泉80番2 (有)エスアールエス内
シロキヤラリー事務局
TEL:0565-28-6524 13:00～20:00 (水曜日を除く)
Email:rally.team.shirokiya@gmail.com

2. 提出書類

①～⑥はJMRC中部HPよりダウンロードのうえ必要事項記入後、
⑦～⑪と合わせて、上記参加申込先の住所へエントリー締切日までに郵送のこと。

- ①参加申込書
- ②誓約書
- ③車両申告書
- ④サービス申込書(合同サービスはとりまとめたうえで代表者のみ提出すること)
- ⑤レッキ申込書
- ⑥中部ラリーシリーズ費用計算書

※①参加申込書、④レッキ申込書の署名は直筆のこと。ドライバーとコドライバーの署名は同一の書面でなくても良いが、両者の署名入り書面を郵送すること。

※①～⑥については提出書類とは別に下記入力フォームにて必要情報を入力頂いた場合は、1クルー当たり1,000円を事務手数料軽減分としてキャッシュバックを行う。
シロキヤラリー公式HP選手情報入力フォーム

【URL :

<https://docs.google.com/forms/d/1Qw5ub2dfn6PBB5prgb78zhW0FsC6D85xrFWHgJjJ9TM/edit>】

- ⑦～⑪の写しを、上記参加申込先の住所まで郵送すること。
⑦ラリー競技に有効な自動車保険(任意保険)証券(保険の加入条件がわかるもの)
⑧車検証
⑨免許証
⑩モータースポーツライセンス
⑪参加料振込明細

3. エントリー費

中部・近畿ラリー選手権クラス	51,000円 (レッキ費用を含む、宿泊費用は含まない)
JMRC中部チャンピオンクラス	51,000円 (レッキ費用を含む、宿泊費用は含まない)
オープンクラス	51,000円 (レッキ費用を含む、宿泊費用は含まない)
JMRC中部ラリーチャレンジクラス	41,000円 (レッキ費用を含む、宿泊費用は含まない)
サービス車両登録	1,000円(1台)

※ サービスパークの広さに制限があるため、台数調整や1区画のサイズ調整を行うことがある。
また、区画には舗装と非舗装が混在する可能性がある。
申し込み順やチーム総台数等を考慮し、区画は主催者側で割り当てを行う。
この件の異議は受け付けない。

4. 参加料振込先

参加料は下記の預金口座へ振込によって支払うこと。

銀行名 : 岡崎信用金庫
支店名 : 中島支店
口座番号 : 普通預金 9042373
口座名義 : カネコ クニトシ

5. 参加申込にかかるすべての郵送料および振込手数料は参加者負担とする。
郵送料および振込手数料を参加料金から差し引かないこと。

第12条 競技会有効任意保険

運転者は、ラリー競技に有効な対人(2,000万円以上)、対物賠償保険(500万円以上)および搭乗者保険に加入すること。し、以下のいずれかをラリー競技に有効な保険にかえて競技参加を認める。

いずれの場合においても、補償範囲を超える場合は全て自己責任とし主催者は一切の責任を負わないものとする。

- ・JMRC中部モータースポーツ互助会またはJMRC近畿ラリー部会互助会への加入
- ・各地区のJMRC共済またはスポーツ安全保険(クルー全員が加入していること)
当該競技会に有効な任意保険に加入済みの競技参加者は、保険証書または保険の加入を証明できる書類の写しを必ず同封すること。

第13条 整備作業

1. 整備作業の監督を担当する競技役員:技術委員長 藤原 祐司
2. 整備作業を行なうことができる場所:愛知県豊田市武節町針原15 どんぐり工房駐車場
3. サービスパークには競技車両の他には登録されたサービスカー以外は入場出来ない。
サービスカーは参加申込時に登録され、サービス車両であることを示すプレート(サービスカー登録証)を表示していなければならない。
4. 整備作業の範囲
 - (1)タイヤの交換
 - (2)ランプ類のバルブの交換
 - (3)点火プラグの交換
 - (4)Vベルトの交換
 - (5)各部点検増し締め
5. 上記以外の整備作業を行なう場合、所定の整備申告書に記入し、競技会技術委員長の許可を得ること。作業後は整備申告書を必ず提出すること。
6. 整備作業を行なうことができる者は、当該車両の乗員および登録されたサービスクルーとする。
7. 整備作業を行なうときは、必ずシートを敷いて行ない、サービスパークの美化に努めること。

第14条 賞典

DE-1 クラス	1～3位	: JAFメダル・副賞
	4～6位	: 副賞
DE-2 クラス	1～3位	: JAFメダル・副賞
	4～6位	: 副賞
DE-5 クラス	1～3位	: JAFメダル・副賞
	4～6位	: 副賞
DE-6 クラス	1～3位	: JAFメダル・副賞
	4～6位	: 副賞
チャレンジクラス	1～3位	: 主催者賞
オープンクラス	1～3位	: 主催者賞

なお参加台数によって、JAFメダルを除き、各クラス参加台数の30%程度を目安に賞典を制限する場合がある。この場合の正式な賞典内容は公式通知にて示す。

第15条 ラリー工程表(別添)

第16条 参加車両

JMRC中部ラリーシリーズ共通規則書第3章第16条に記載のとおりとする。

第17条 クラス区分

JMRC中部ラリーシリーズ戦規定第4条に記載のとおりとする。

第18条 参加資格

JMRC中部ラリーシリーズ共通規則書第3章第18条に記載の通りとする。

第19条 参加受理

- 1) 参加受理は、参加申込締切後、1週間前までにJMRC中部ホームページにエントリーリストを掲載することを以って正式受理とする。
- 2) オーガナイザーは、理由を示すこと無く参加拒否する権限がある。
- 3) 参加不受理の場合は、事務諸経費2,000円を差し引いて参加料を返還する。また、正式参加受理後、参加料および提出書類は一切返還されない。
- 4) 正式参加受理後のクルーの変更は認められない。但し、コ・ドライバー及び参加車両については、参加者から理由を付した文章が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
- 5) 参加車両の変更は、同一クラス内に限り競技会3日前までに競技会審査委員会が認めた場合変更できる。
- 6) 正式参加受理後のすべての変更は、参加者が理由を付した正式文書に変更手数料2,000円を添えてオーガナイザーに届けるものとし、競技会審査委員会の承認を必要とする。

第20条 参加台数

1. 総参加台数は60台までとする。
2. 組織委員会は国内競技規則4-19に従い、理由を示すことなく参加を拒否する権限を有する。この場合参加料等は事務手数料2,000円を差し引いて返還される。
3. 参加不受理および各参加者側の理由による参加申込取消しの場合は、事務手数料2,000円を差し引いて参加料等を返還する。
4. 正式受理後の参加料はオーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返還されない。

第21条 クルーの装備品

1. 安全ベルトは必ず装着し、タイムトライアル区間やオーガナイザーの指示がある場合は必ず4点式以上の安全ベルト、ヘルメット、グローブおよびレーシングスーツを着用すること。但しコ・ドライバーについてはグローブの着用を免除する。
2. ヘルメットおよびレーシングスーツは、2021年のJAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」に従ったものとする。
3. 上記1. の場合以外でも、競技中は長袖長ズボンを着用すること。

第22条 レッキの実施方法

1. レッキ受付
日時:2023年10月7日(土) 8:15~8:45
場所:愛知県豊田市武節町針原15 どんぐり工房駐車場
2. レッキタイムスケジュール
レッキタイムスケジュールおよび実施の詳細はレッキ当日にレッキ指示書にて示す。
3. 各クルーはレッキの間中、左前ドアに配布のマグネット式レッキゼッケンを貼付しなければならない。
4. 各クルーは各スペシャルステージを(一部区間を除き)2回走行することができる。但し、同じ区間を重複使用するスペシャルステージは1つのステージとして、1ヶ所で2回の走行とする。
5. スペシャルステージ区間内では指示された方向に従って走行すること。逆走を禁止する。
6. レッキに競技車両を使用することを認める。
7. レッキのタイムスケジュールに定められた時間外の走行はいかなる場合も禁止する。これに違反した場合は大会審査委員会によって罰則が課せられる。また、レッキ以外での愛知県豊田市稲武地区内での本人または関係者の事前走行を禁止する。もしその事実が発覚した場合は、氏名を公表するとともに、そのチームからの参加を一切認めない。
8. レッキの間、各クルーは交通法規を遵守しなければならない。さらに特別規則や公式通知で通知されるオーガナイザーのいかなる指示にも従わなければならない。いかなる場合も他の道路使用者の安全と権利を尊重しなければならない。オフィシャルはレッキのルート上で競技車両の動作を目視、計測

機器、写真、ビデオ等によって監視することがある。レッキ中の事故・違反・暴走に対し競技会審査委員会の裁定により失格または、タイムペナルティ60秒を上限とする罰則が適用される。

第23条 タイムコントロール

1. 公式時刻は日本標準時を基準とした競技会計時委員の時計による。
2. TC6Aについては、早着によるタイムペナルティを与えない。
但し、TC6Aにおいては早着した場合でも、タイムカードには正規の到着時間を与える。

第24条 スペシャルステージ

1. 公式時刻は日本標準時を基準とした競技会計時委員の時計による。
2. スタートはスタートリスト順または直前のTC通過順に1分間隔とする。
3. 計測は1/100秒まで行い、1/10秒未満は切り捨てとする。
4. スタートの方法および合図は、ラリー競技開催規定付則:スペシャルステージラリー開催規定第25条に従う。

第25条 順位決定

1. 各スペシャルステージにおける所要時間とペナルティタイムとを積算し、合計所要時間の少ないものを上位とする。
2. 合計所要時間が同じとなった場合は、ペナルティタイムの少ないものを上位とする。ペナルティタイムの比較によっても順位が決まらない場合は、SS1の所要時間の少ないものを上位とする。これによっても順位が決まらない場合は、以下SS2、SS3と順に比較する。

第26条 本規則の解釈

競技会特別規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第27条 付則

1. 本規則の適用は、各競技会の参加申し込み受付と同時に有効となる。
2. 本特別規則に記載されない競技に関する細則は、国内競技規則とその細則、FIA国際モータースポーツ競技規則とその付則、ラリー競技開催規定とその付則、JMRC中部ラリー共通規則ならびにJMRC中部ラリーシリーズ戦規定に従って開催される。
3. 公式通知はその示す範囲において、すでに示された事項に優先する。
4. 各規則書発行後、JAFによって決定された事項は、すべての規則に優先する。
5. 本競技会にて使用されるコースの肖像権は主催者に帰属する。
6. 本競技会主催者が撮影した画像・動画については、肖像権は主催者に帰属し、イベントPR等に使用されることがある。

第28条 新型コロナ対策

状況に応じて、関係者協議の上で別途公示する可能性がある。

第38回シロキヤラリーin 稲武 大会組織委員会

付則1 暫定ITINERARY(ラリー行程表)

第38回 シロキヤラリー in 稲武
ITINERARY (ラリー行程表)

8th Oct. '23

TC	Location	SS Dist.	Liaison Dist.	Total	Target	Average	1st car
SS	場所	SS距離	リエゾン距離	区間距離	基準時間	平均速度	1号車
		km	km	km	hour:min	km/h	time
Section 1							
TC0	Donguri Kobou						8:00
TC1	Iyama		9.02	9.02	0:23	23.5	8:23
SS1	Noiri1	6.20	(0.20)	0.20	0:03		8:26
TC2	Noiri		6.14	12.34	0:28	26.4	8:54
SS2	Sangasaka 1	5.58	(0.13)	0.13	0:03		8:57
Refuel (ENEOS)							
	TC0 to Refuel	(11.78)	(6.07)	(27.27)			
	Refuel to TC6A	(15.84)	(63.97)	(79.81)			
		27.62	79.46	107.08			
TC3	Kuroda		15.92	21.50	0:53	24.3	9:50
SS3	Kuroda1	2.03	(0.06)	0.06	0:03		9:53
TC3A	Regroup in		8.26	10.29	0:22	28.1	10:15
TC3B	Regroup out/Service in (Donguri Kobou)				0:10		10:25
TC3C	Service out				0:45		11:10
Sub Total		13.81	39.34	53.15	3:10	-	-
			(39.73)	(53.54)			
Section 2							
TC3C	Donguri Kobou				-	-	11:10
TC4	Iyama		9.02	9.02	0:23	23.5	11:33
SS4	Noiri2	6.20	(0.20)	0.20	0:03		11:36
TC5	Noiri		6.14	12.34	0:28	26.4	12:04
SS5	Sangasaka 2	5.58	(0.13)	0.13	0:03		12:07
TC6	Kuroda		15.92	21.50	0:38	33.9	12:45
SS6	Kuroda2	2.03	(0.06)	(0.06)	0:03		12:48
TC6A			8.26	10.29	0:22	28.1	13:10
Sub Total		13.81	39.34	53.15	2:00	-	-
			(39.73)	(53.54)			
Grand Total		27.62	78.68	106.30	5:10	-	-
			(79.46)	(107.08)			

付則2 CRO

CRO



香川 秀樹

電話:別途公式通知もしくはブリーフィングにて連絡する。

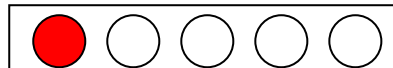
CRO行動スケジュール(予定)

10月7日(土):HQ、サービスパーク周辺

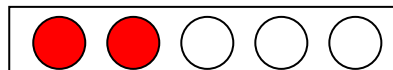
10月8日(日):HQ、サービスパーク、表彰式会場周辺

付則3 信号灯によるスタート手順

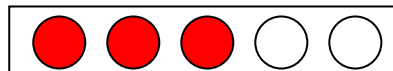
スタート5秒前:赤灯1個点灯



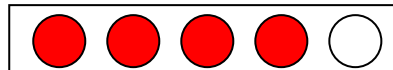
スタート4秒前:赤灯2個点灯



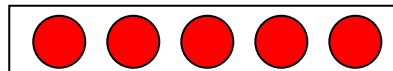
スタート3秒前:赤灯3個点灯



スタート2秒前:赤灯4個点灯



スタート1秒前:赤灯5個点灯



スタート時:すべての灯火が消灯



システム故障時には、クルーに十分聞こえる大きな声で30秒、15秒、10秒、5秒、4秒、3秒、2秒、1秒の順にカウントダウンを行う。

(別添1)

JMRC中部モータースポーツ互助会規約

第1条 目的

JAF中部地域クラブ協議会(以下JMRC中部という)は2012年1月7日に制定されたラリー互助会を發展的に解消し、ラリー競技会及びジムカーナ、ダートトライアル競技会(以下スピード行事)等の振興のため、競技参加者の各種負担軽減を目的とする相互扶助制度を設ける。

第2条 名称

JMRC中部モータースポーツ互助会(以下互助会という)とする。

第3条 構成

1. この互助会は、2015年11月30日現在保有するJMRC中部ラリー互助会の積立金を資産とする。
2. 互助会の積み立ては互助会加入金、寄付金等をもってそれに充てるものとする。

第4条 対象者

1. ラリー競技会及びスピード行事に参加するドライバーが、JMRC中部に加盟するクラブの所属員で30日以上所属実績があること。
2. ラリー競技会及びスピード行事に参加するドライバーがJMRC中部事務局に当該年度の所属員として登録申請されており当該クラブ、団体での活動に実態があること。
3. JMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会で事前にJMRC中部の承認を得られた大会に参加するドライバー。
4. そのほかJMRC中部が認めた者

第5条 互助会への加入

1. 互助会に加入する場合は以下の3つのタイプから選択して加入するものとする。
 - (1)ラリータイプ 各自、ラリー専用の振込用紙にて5,000円の会費(1大会毎の掛け捨て)を郵便局にて大会日以前に確実に振込みすること。また、大会公式参加受付時にその領収書を提示すること。
 - (2)スピード行事タイプ スピード行事の場合、スピード行事専用の振り込み用紙にて3,000円の会費(1年間の掛け捨て)を郵便局にて大会日以前に確実に振込みすること。(注1)ただし年度内に給付を受けたものは新たに給付を受けられないものとする。(注2)
注1: 振込み日以前の大会分は無効 注2: 再度加入申し込みをした場合は給付を受けられる
 - (3)イベントタイプ JMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会の場合、主催者は参加者1名当たり300円の会費(1大会ごとの掛け捨て)を郵便局にて大会日以前に確実に振込むとともに事務局あてに指定の参加者名簿をFAX、電子メールにて送付すること。
2. 重複して加入した場合や資格が無い者が加入した場合でも連絡や返金を行わないものとする。

第6条 対象期間

ラリータイプおよびイベント主催タイプの場合は該当する競技会の開催期間としスピード行事タイプの場合は加入日から当該年12月31日までとする。

第7条 適用競技会等

1. ラリータイプの場合はJMRC中部チャンピオンシリーズ、チャレンジシリーズ、その他JMRC中部が認めた競技会とする。
2. スピード行事タイプの場合は以下の競技会全戦を対象とする。
 - (1) JMRC中部ジムカーナ、ダートトライアル選手権(通称チャンピオン戦、ミドル戦)全戦
 - (2) JMRC全国オールスタージムカーナ・ダートトライアル
 - (3) JMRC西日本ジムカーナフェスティバル・ダートトライアルフェスティバル
3. イベントタイプの場合はJMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会でJMRC中部が認めたイベントを対象とする

第8条 補償内容(対人)

- ラリータイプの場合 当該競技中(レッキを含む)に発生した、クルーが加害者となる対人身事故(死亡事故)に対して、1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。
- スピード行事タイプの場合 当該競技中(公開練習を含む)に発生した、ドライバーが加害者となる対人身事故(死亡事故)に対して、1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。
- イベントタイプの場合 イベントに参加ドライバー本人の人身事故(死亡事故)に対して1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。また、事故により連続7日間以上入院したとき、1日目から180

日の範囲内で1日当たり3,000円の見舞金を給付する。ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

第9条 補償内容(対物)

■ラリータイプの場合 当該ラリー競技に発生した、クルーが加害者となる対物損事故に対して、1事故200万円(免責10万円)を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該競技に参加する他の競技車両との対物損事故については対象外とする。また、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

■スピード行事タイプの場合 当該競技中(公開練習を含む)ドライバー本人が加害者となる対物損事故に対して、1事故10万円(免責3万円)を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該競技に参加する他の競技車両との対物損事故については対象外とする。また、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。なお上記のほかにクラッシュ、転倒などにより明らかに自走不能状態に陥った場合(整備不良が原因となるもの及びエンジントラブル・駆動系トラブル等の故障を除く)は3万円を限度に給付する(免責なし、前段と重複給付可)

■イベントタイプの場合 JMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会では対物の補償は行わないものとする。

第10条 事故報告

事故報告はドライバー本人が事故発生後速やかにJMRC中部事務局宛に行うこと。原則として30日以内に適切な事故報告が行われない場合、給付を行わない場合がある。事故報告書(発生時の現場詳細図および発生状況説明書)および適正な方法で作成された見積書をJMRC中部事務局に提出すること。ドライバーが報告できない場合は、大会主催者または所属するクラブ員が行うこと。

第11条 給付

1. 事故報告書を基に発生状況を調査の上、運営委員会の審議結果が前項報告者に通知され、運営委員会で給付の承認がされた場合、支払済みの領収書原本をJMRC中部事務局に提出後ドライバーに銀行振り込みにて給付されるものとする。

2. 見舞金給付後、請求に不正が発覚した場合は見舞金の返還を求めることができる。

3. 不正が悪質と認められる場合、JMRC中部は互助会加入資格取消などを行うことができる。

第12条 管理

1. 本互助会の会計はJMRC中部運営委員会によって管理される。

2. JMRC中部は本互助会の積立額が低額の場合、見舞金給付に備えて各種基金等より1000万円を上限に見舞金給付引当金を予算計上するものとする。

3. 本互助会は積立金額を上回る給付が発生した場合、JMRC中部の見舞金給付引当金の範囲内で無利息にて借入れを行い給付することが出来るものとする。ただし公的セーフティネットに入っていないため、見舞金給付金額が互助会積立金またはJMRC中部見舞金給付引当金額を上回った場合は給付できないことを予め承知しなければならない。

4. 本規約の改定は、クラブ・団体代表者会議において過半数の賛成を必要とする。

5. JMRC中部は本互助会に対する債権を放棄して本互助会を解散することができる。

第13条 本規約の施行

本規約は2016年1月1日より施行する。

制定 2015年7月20日

施行 2016年1月1日

改定 2016年1月9日